

蜻蛉池公園管理事務所長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

自動車園内通行証交付申請書

下記のとおり、園内自動車通行証の交付を申請します。

1 目的 _____

2 行先 _____

3 申請期間及び時間
平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

4 交付申請自動車

車種	自動車登録番号	運転者氏名	※交付整理番号

5 次の事項を遵守すること

- ① 入園する場合は、必ず園内自動車通行証を係員に呈示すること。
- ② 園内においては、自動車は常に徐行すること。
- ③ 園内で係員が通行証の呈示を求めたときは、速やかに呈示すること。
- ④ 係員が、公園管理上、必要やむを得ないと判断し、園内通行を禁止または制限する場合には、その指示に従うこと。
- ⑤ 園内での事故発生に伴う、賠償の責任は、申請者の負担とする。
- ⑥ 園内における、自動車からの積荷の積み下ろし終了後は、直ちに退園し、園内では駐車しないこと。
- ⑦ 通行証の期間が満了したときは、本証を事務所に返納すること。

6 虚偽の申請等に対する措置等

本申請書に虚偽の記載があったとき、または遵守事項に違反したときは、退園を命じ、本通行証を没収する。

管理事務所記入欄
受付日 平成 年 月 日 受付者氏名

本件承認しました。
平成 年 月 日 蜻蛉池公園管理事務所長

遵 守 事 項

- 1 入園する場合は、必ず園内自動車通行証を係員に呈示すること。
- 2 園内においては、自動車は常に徐行すること。
- 3 園内で係員が通行証の呈示を求めたときは、速やかに呈示すること。
- 4 係員が、公園管理上、必要やむを得ないと判断し、園内通行を禁止または制限する場合には、その指示に従うこと。
- 5 園内での事故発生に伴う賠償の責任は申請者の負担とする。
- 6 園内における自動車からの積み下ろし終了後は、直ちに退園し園内では駐車しないこと。
- 7 通行証の期間が満了したときは、本証を事務所に返納すること。
- 8 その他、係員の指示に従うこと。